**１　届出保育施設指導監査（６人以上）　自主点検表**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 指導  基準 | 調 査 事 項 | 調 査 内 容 | 評　価　結　果 |
| 第１　保育に従事する者の数及び資格 | １　保育に従事する者の数  ○乳児  おおむね３人につき１人以上  ○幼児  ・１、２歳児  おおむね６人につき１人以上  ・３歳児  おおむね20人につき１人以上  ・４歳児以上  おおむね30人につき１人以上  ※　以下、乳児、幼児を総称する場合は、「乳幼児」とする。  〔考え方〕  ここでいう保育に従事する者は、その勤務時間を常勤職員に換算 (有資格者、その他の職員別にそれぞれの勤務延べ時間数の合計を８時間で除して常勤職員数とみなす。）して上記の人数を確保すること。 | 保育に従事する者の必要数の算出  ※　以下、必要数の算出は年齢別に小数点１桁（小数点２桁以下 切り捨て）目までを算出し、その合計の端数（小数点１桁）を四捨五入する。  ａ　調査日の属する月を基準月とし、月極めの利用契約乳幼児数を基礎とする。（以下「基礎乳幼児数」という。） | □はい　　□いいえ |
| ｂ 時間預かり（一時預かり）がある場合は、基礎乳幼児数に時間預かりの乳幼児数を加えること。（以下「総乳幼児数」という。） | □はい　　□いいえ |
| ｃ 常時、保育に従事する者が、複数配置されているか。  また、主たる開所時間を超える時間帯については、現に保育されている乳幼児が１人である場合を除き、常時、２人以上の保育に従事する者を配置しているか。 | □はい　　□いいえ  □はい　　□いいえ |
| ２　保育に従事する者の有資格者の数  〔考え方〕  ここでいう有資格者は、保育士（国家戦略特別区域法第12条の５第５項に規定する事業実施区域内にある施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下同じ。）又は看護師（准看護師を含む。）の資格を有する者をいう。 | 有資格者の数が保育に従事する者の必要数の３分の１（保育に従事する者が２人の施設又は１のｃにより１人が配置されている時間帯については１人）以上いるか。  ａ　月極契約乳幼児数に対する有資格者の数 | □はい　　□いいえ |
| ｂ　総乳幼児数に対する有資格者の数  ※　有資格者の算出に当たっては、小数点１桁を四捨五入 | □はい　　□いいえ |
| ３　保育士の名称 | ａ　保育士でない者を保育士又は保母、保父等これに紛らわしい名称で使用していないか。 | □はい　　□いいえ |
| ｂ　国家戦略特別区域限定保育士が、その業務に関して国家戦略特別区域限定保育士の名称を表示するときに、その資格を得た事業実施区域を明示し、当該事業実施区域以外の区域を表示していないか。 | □はい　　□いいえ |
| 第  ２  保  育  室  等  の  構  造  設  備  及  び  面  積 | １　保育室の面積  〔考え方〕  保育室面積：  当該保育施設において、保育室として使用している部屋の面積。調理室や便所、浴室等は含まない。 | 保育室の面積は、おおむね入所乳幼児１人当たり1.65㎡以上確保されているか。  ａ　月極契約乳幼児数についての１人当たりの面積 | □はい　　□いいえ |
| ｂ　総乳幼児数についての１人当たりの面積 | □はい　　□いいえ |
| ２　調理室の有無  〔考え方〕  給食を施設外で調理している場合、家庭からの弁当の持参を行っている場合等は、加熱、保存、配膳等のために必要な調理機能を有していることが求められる。 | ａ　調理室は、当該施設内にあって専用のものであるか。  又は、施設外共同使用であるが、必要な時に利用できるか。 | □はい　　□いいえ  □はい　　□いいえ |
| ３　おおむね１歳未満児とその他の幼児の保育場所とが区画されかつ安全性が確保 | ａ　おおむね１歳未満児の保育を行う場所とその他の幼児の保育を行う場所は、別の部屋であることが望ましいが、部屋を別にできない場合は、ベビーフェンス、ベビーベッド等で区画すること。 | □はい　　□いいえ |
| ４　保育室の採光及び換気の確保、安全性の確保 | ａ　採光が確保されているか。 | □はい　　□いいえ |
| ｂ　換気が確保されているか。 | □はい　　□いいえ |
| ｃ　乳幼児用ベッドの使用に当たっては、同一の乳幼児用ベッドに２人以上の乳幼児を寝かせていないか。 | □はい　　□いいえ |
| ５　便所  （１）便所の手洗設備  便所と保育室及び調理室との区画  便所の安全な使用の確保 | ａ　便所用の手洗設備が設けられているだけでなく、衛生的に管理されているか。 | □はい　　□いいえ |
| ｂ　便所は、乳幼児が安全に使用するのに適当なものであるか。 | □はい　　□いいえ |
| ｃ　便所は保育室及び調理室と区画され衛生上問題がないか。 | □はい　　□いいえ |
| （２）　便器の数 | ａ　便器の数が、おおむね幼児20人につき１以上であるか。  ※　特に支障がない場合  便所が同一階にあり、共同使用しても必要数を確保でき、衛生上問題ないこと。 | □はい　　□いいえ |
| 第  ３  非  常  災  害  に  対  す  る  措  置 | １  （１）消火用具の設置 | ａ　消火用具が設置されているか。 | □はい　　□いいえ |
| ｂ　職員が消火用具の設置場所及びその使用方法を知っているか。 | □はい　　□いいえ |
| （２）非常口の設置 | ａ　非常口は、火災等非常時に入所（利用）乳幼児の避難に有効な位置に、適切に設置されているか。  ※　２階以上の施設については、指導基準第４により評価を行うものとする。 | □はい　　□いいえ |
| ２  （１）非常災害に対する具体的計画（消防計画）の策定 | ａ【30人以上の施設】  　具体的計画＝消防計画が適正に作成され届出が行われているか。  ※　消防法上30人以上の施設については、作成及び届出の義務がある。30人未満の施設であっても、乳幼児の安全確保の観点から届出が望ましい。  ※　消防計画の内容に変更の必要がある場合は、変更届の提出を行うものとする。  　【30人未満の施設】  災害の発生に備え、緊急時の対応の具体的内容及び手順、職員の役割分担等が記された計画が策定されているか。  ※　消防計画が作成されている場合は消防計画で可能。 | □はい　　□いいえ |
| ｂ　防火管理者の選任、届出が行われているか。  ※ 認可外保育施設も消防法上の児童福祉施設とみなされるため、30人以上の施設は、防火管理者の選任、届出を行わなければならない。30人未満の施設であっても乳幼児の安全確保の観点から、届出を行うことが望ましい。 | □はい　　□いいえ |
| （２）避難消火等の訓練の毎月  １回以上の実施 | ａ　訓練は毎月定期的に行われているか。  ※　訓練内容は、消火活動、通報連絡及び避難誘導等の実地訓練を原則とする。 | □はい　　□いいえ |
| 第４　　保育室を２階以上に設ける場合の条件  第　４　　保　育　室　を　２　階　以　上　に　設　け　る　場　合　の　条　件  あ | １　保育室が２階の場合の条件 | ａ　保育室その他乳幼児が出入りし又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備を備えているか。 | □はい　　□いいえ |
| ｂ　　耐火建築物若しくは準耐火建築物又は乳幼児の避難に適した構造の施設若しくは設備のいずれかを満たしているか。  なお、保育室を２階に設ける建物が右記イ及びロのいずれも満たさない場合においては、指導基準第３に規定する設備の設置及び訓練の実施に特に留意すること。  ※ 保育室等の室内面の材質確認は、外観では判別が難しいので、建築図面等で確認すること。 | □はい　　□いいえ |
| ２　保育室が３階の場合の条件 | ａ　耐火建築物であるか。 | □はい　　□いいえ |
| ｂ　乳幼児の避難に適した構造の施設又は設備があるか。 | □はい　　□いいえ |
| ｃ　避難に適した構造の施設又は設備は保育室の各部分から歩行距離30m以内にあるか。 | □はい　　□いいえ |
| ｄ　調理室は床又は壁が耐火構造で戸が防火戸であるか。  ※　ダンパー：ボイラーなどの煙道や空調装置の空気通路に設けて、煙の排出量、空気の流量を調節するための装置のこと。 | □はい　　□いいえ |
| ｅ　保育施設の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしているか。 | □はい　　□いいえ |
| ｆ　保育室その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられているか。 | □はい　　□いいえ |
| ｇ　非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関への通報設備（電話で可）があるか。  ※ 非常警報器具：警鐘、携帯用拡声器、手動式サイレン等のこと。  ※ 非常警報設備：非常ベル、自動式サイレン、放送設備等のこと。 | □はい　　□いいえ |
| ｈ　カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理されているか。 | □はい　　□いいえ |
| ３　保育室が４階以上の場合の条件 | ａ　耐火建築物であるか。 | □はい　　□いいえ |
| ｂ　乳幼児の避難に適した構造の施設又は設備があるか。 | □はい　　□いいえ |
| ｃ　避難に適した構造の施設又は設備は保育室の各部分から歩行距離30m以内にあるか | □はい　　□いいえ |
| ｄ　調理室は床又は壁が耐火構造で戸が防火戸であるか。 | □はい　　□いいえ |
| ｅ　保育施設の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしているか。 | □はい　　□いいえ |
| f　保育室その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられているか。 | □はい　　□いいえ |
| ｇ　非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関への通報設備（電話で可）があるか。 | □はい　　□いいえ |
| ｈ　カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理されているか。 | □はい　　□いいえ |
| 第５　保育の内容 | １　保育の内容  ※　保育所保育指針を踏まえた適切な保育が行われているか。 | ａ　乳幼児一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、保育内容を工夫しているか。 | □はい　　□いいえ |
| ｂ　乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等をバランスよく組み合わせた健康的な生活リズムが保たれるように、十分に配慮がなされた保育の計画を定め実行しているか。  （ａ）カリキュラムが、乳幼児の日々の生活リズムに沿って設定されているか。 | □はい　　□いいえ |
| （ｂ）必要に応じ入所（利用）乳幼児に入浴又は清拭をし、身体の清潔が保たれているか。 | □はい　　□いいえ |
| （ｃ）沐浴、外気浴、遊び、運動、睡眠等に配慮しているか。 | □はい　　□いいえ |
| （ｄ）外遊びなど、戸外で活動できる環境が確保されているか。 | □はい　　□いいえ |
| ｃ　漫然と乳幼児にテレビを見せ続けるなど、乳幼児への関わりが少ない「放任的」な保育になっていないか。 | □はい　　□いいえ |
| ｄ　必要な遊具、保育用品等が備えられているか。  ※　テレビは含まない。 | □はい　　□いいえ |
| ２　保育に従事する者の保育姿勢等  （１）　保育に従事する者の人間性と専門性の向上 | ａ　乳幼児の最善の利益を考慮し、保育サービスを実施する者として、適切な姿勢であるか。  特に、施設の運営管理の任にあたる施設長については、その職責にかんがみ、資質の向上、適格性の確保が求められること。  ｂ　保育所保育指針を理解する機会を設けるなど、保育に従事する者の人間性と専門性の向上を図るよう努めているか。 | □はい　　□いいえ  □はい　　□いいえ  □はい　　□いいえ |
| （２）　乳幼児の人権に対する  十分な配慮 | ａ　乳幼児に身体的苦痛を与えることや、人格を辱めることがないなど、乳幼児の人権に十分配慮がなされているか。 | □はい　　□いいえ |
| （３）　児童相談所等の専門的  機関との連携 | ａ　入所（利用）乳幼児について、虐待等不適切な養育が疑われる場合に、児童相談所等の専門的機関と連携する等の体制がとられているか。  ※ 虐待が疑われる場合だけでなく、心身の発達に遅れが見られる場合、社会的援助が必要な家庭状況である場合等においても、専門的機関に対し適切な連絡に努めること。 | □はい　　□いいえ |
| ３　保護者との連絡等  （１）　保護者との密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育の実施 | ａ　連絡帳又はこれに代わる方法により、保護者からは家庭での乳幼児の様子を、施設からは施設での乳幼児の様子を、連絡しているか。 | □はい　　□いいえ |
| （２）　保護者との緊急時の  連絡体制 | ａ　緊急時に保護者へ早急に連絡できるよう緊急連絡表が整備され、全ての保育に従事する者が容易にわかるようにされているか。  ※　消防署、病院等の連絡先一覧表等も併せて整備すること。 | □はい　　□いいえ |
| （３）　保育室の見学 | ａ　保護者や利用希望者等から乳幼児の保育の様子や施設の状況を確認する要望があった場合には、乳幼児の安全確保等に配慮しつつ、保育室などの見学が行えるよう適切に対応しているか。 | □はい　　□いいえ |
| 第６　　給食 | １　衛生管理の状況  　調理室、調理、配膳、食器等の適切な衛生管理 | ａ　食器類やふきん、まな板、なべ等は十分に殺菌したものを使用しているか。  また、哺乳ビンは使用するごとによく洗い、滅菌しているか。 | □はい　　□いいえ  □はい　　□いいえ |
| ｂ　調理室が清潔に保たれているか。 | □はい　　□いいえ |
| ｃ　調理方法が衛生的であるか。 | □はい　　□いいえ |
| ｄ　配膳が衛生的であるか。 | □はい　　□いいえ |
| ｅ　食事時、食器類や哺乳ビンは、乳幼児や保育に従事する者の間で共用されていないか。 | □はい　　□いいえ |
| ｆ　原材料、調理済み食品（持参による弁当、仕出し弁当、離乳食も含む。）について腐敗、変質しないよう冷凍又は冷蔵設備等を利用する等適当な措置を講じているか。 | □はい　　□いいえ |
| ２　食事内容等の状況  （１）　乳幼児の年齢や発達、健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容 | ａ　乳児の食事を幼児の食事と区別して実施しているか。 | □はい　　□いいえ |
| ｂ　健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容か。 | □はい　　□いいえ |
| 〔市販の弁当等の場合〕  ｃ　乳幼児に適した内容であるか。 | □はい　　□いいえ |
| ｄ　乳児にミルクを与えた場合は、ゲップをさせるなどの授乳後の処置が行われているか。  また、離乳食摂取後の乳児についても食事後の状況に注意が払われているか。 | □はい　　□いいえ  □はい　　□いいえ |
| （２）　献立に従った調理 | ａ　食事摂取基準、乳幼児の嗜好を踏まえ変化のある献立により、一定期間の献立表を作成し、この献立に基づき調理がされているか。 | □はい　　□いいえ |
| 第７　　健康管理・安全確保 | １　乳幼児の健康状態の観察  登園、降園の際、乳幼児一人一人の健康状態の観察 | ａ　登園の際、健康状態の観察及び保護者からの乳幼児の報告を受けているか。  ※　体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無、機嫌等 | □はい　　□いいえ |
| ｂ　降園の際、登園時と同様の健康状態の観察が行われているか。  保護者へ乳幼児の状態を報告しているか。 | □はい　　□いいえ  □はい　　□いいえ |
| ２　乳幼児の発育チェック | ａ　身長や体重の測定など、基本的な発育チェックを毎月定期的に行っているか。 | □はい　　□いいえ |
| ３　乳幼児の健康診断  継続して保育している乳幼児の健康診断を入所（利用開始）時及び１年に２回、学校保健法に規定する健康診断に準じて実施 | ａ　乳幼児の健康状態の確認のため、入所（利用）児の健康診断はなるべく入所（利用）決定前に実施し、未実施の場合は入所（利用開始）後直ちに行っているか。 | □はい　　□いいえ |
| ｂ　１年に２回の健康診断が実施されているか。（おおむね６月毎に実施）  ※　施設において直接実施できない場合は、保護者から健康診断書又は母子健康手帳の写しの提出を受けること。 | □はい　　□いいえ |
| ｃ　入所（利用開始）後の乳幼児の体質、かかりつけ医の確認、 緊急時に備えた保育施設付近の病院関係の一覧を作成し、全ての保育に従事する者への周知が行われているか。 | □はい　　□いいえ |
| ４　職員の健康診断 | ａ　職員の健康診断を採用時及び１年に１回実施しているか。 | □はい　　□いいえ |
| ｂ　調理に携わる職員には、おおむね月１回検便を実施しているか。 | □はい　　□いいえ |
| ５　医薬品等の整備 | ａ　必要な医薬品その他の医療品が備えられているか。  ※　最低限必要なもの：体温計、水まくら、消毒薬、絆創膏類 | □はい　　□いいえ |
| ６　感染症への対応 | ａ　感染症にかかっていることがわかった乳幼児及び感染症の疑いがある乳幼児については、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に指示しているか。 | □はい　　□いいえ |
| ｂ　再登園時には、かかりつけ医とのやりとりを記載した書面等の提出などについて、保護者の理解と協力を求めているか。 | □はい　　□いいえ |
| ｃ　歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチなどは、一人一人のものが準備されているか。 | □はい　　□いいえ |
| ７　乳幼児突然死症候群に対する注意 | ａ　睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察しているか。 | □はい　　□いいえ |
| ｂ　乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせているか。  ※　仰向け寝は、乳幼児突然死症候群のほか、窒息の防止の観点から有効であるが、医学上の理由から医師がうつぶせ寝を勧める場合もあるため、うつぶせ寝を行う場合は入所（利用開始）時に保護者に確認するなど、乳幼児突然死症候群に対する注意に努めること。 | □はい　　□いいえ |
| ｃ　保育室では禁煙を厳守しているか。 | □はい　　□いいえ |
| ８　安全確保 | ａ　施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い、乳幼児の安全の確保に配慮した保育の実施を行っているか。 | □はい　　□いいえ |
| ｂ 職員に対し、安全計画について周知されているとともに、安全計画に定める研修及び訓練が定期的に実施されているか。 | □はい　　□いいえ |
| ｃ 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されているか。 | □はい　　□いいえ |
| ｄ　事故防止の観点から、その施設内の危険な場所、設備等に対して適切な安全管理を図っているか。 | □はい　　□いいえ |
| ｅ　プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないよう、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、その役割分担を明確にしているか。 | □はい　　□いいえ |
| ｆ　児童の食事に関する情報や当日の子どもの健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去すること、  また、食物アレルギーのある子どもについては生活管理指導表等に基づいて対応しているか。 | □はい　　□いいえ |
| ｇ　窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについて、保育室内及び園庭内の点検を定期的に実施しているか。 | □はい　　□いいえ |
| ｈ　不審者の立入防止などの対策や緊急時における乳幼児の安全を確保する体制を整備しているか。 | □はい　　□いいえ |
| ｉ 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しているか。 | □はい　 □いいえ |
| ｊ　事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施しているか。 | □はい　　□いいえ |
| ｋ　賠償責任保険に加入するなど、保育中の万が一の事故に備えているか。 | □はい　　□いいえ |
| ｌ　事故発生時には速やかに当該事実を市に報告しているか。 | □はい　　□いいえ |
|  | ｍ　事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。 | □はい　　□いいえ |
| ｎ　死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとっているか。 | □はい　　□いいえ |
| 第８　　利用者への情報提供 | １　施設及びサービスに関する内容の掲示 | 以下の事項について、施設のサービスを利用しようとする者が見やすい場所に掲示されているか。  ａ　設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名  ｂ　建物その他の設備の規模及び構造  ｃ　施設の名称及び所在地  ｄ　事業を開始した年月日  ｅ　開所している時間  ｆ　提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更を生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のものの内容及びその理由  ｇ　入所（利用）定員  ｈ　保育士その他の職員の配置数又はその予定  ｉ　保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額  ｊ　提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容  ｋ　緊急時等における対応方法  ｌ　非常災害対策  ｍ　虐待の防止のための措置に関する事項  ｎ　設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。） | □はい　　□いいえ |
| ２　サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付 | 以下の事項について、利用者に書面等による交付がされているか。  ａ　設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地  ｂ　当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項  ｃ　施設の名称及び所在地  ｄ　施設の管理者の氏名~~及び住所~~  ｅ　当該利用者に対し提供するサービスの内容  ｆ　保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額  ｇ　提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容  ｈ　利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先 | □はい　　□いいえ |
| ３　サービスの利用予定者から申し込みがあった場合の契約内容等の説明 | ａ　当該サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について、適切に説明が行われているか。 | □はい　　□いいえ |
| 第９　　備える帳簿 | １　職員に関する書類等の整備 | ａ　職員の氏名、連絡先、職員の資格を証明する書類（写）、採用年月日等が記載された帳簿があるか。 | □はい　　□いいえ |
| ｂ　労働基準法等の他法令に基づき、各事業場ごとに備え付けが義務付けられている帳簿等があるか。  ・労働者名簿（労働基準法第107条）  ・賃金台帳（労働基準法第108条）  ・雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類の保存義務（労働基準法第109条） | □はい　　□いいえ |
| ２　在籍（利用）乳幼児に関する書類等の整備 | ａ　在籍（利用）乳幼児及び保護者の氏名、乳幼児の生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、乳幼児の在籍（利用）記録並びに契約内容等が確認できる書類があるか。 | □はい　　□いいえ |